

(保健師・助産師・看護師・准看護師) 業務従事者届

(令和2年12月31日現在)

和歌山県電子申請システムでも届出が可能です。

電子申請はスマホで職場やご自宅から申請ができ、保健所へ届け出る必要はありません。
※ 様式による申請と重複しないようにしてください。

期間
令和2年12月10日9:00~令和3年1月15日23:59

方法
「和歌山県電子申請サービス」から「令和2年看護職員業務従事者届」を検索(「看護職員」や「従事者届」でもOKです。)



QRコードは(株)デンソーウェブの登録商法です。

太線黒枠内に、3ページの注意事項と4ページの記載例を参考に、記入してください。

ふりがな											性別	生年月日				年齢
氏名											1.男 2.女	1.令和 / 2.平成 / 3.昭和 / 4.西暦 年 月 日				
住所	都 道		市 区		府 県						町 村					
免許の種別	免許交付者	都道府県名 (交付者が都道府県知事の場合)	登録番号						登録年月日							
保健師	1.厚生労働大臣 2.都道府県知事		第					号	1.令和 / 2.平成 / 3.昭和 年 月 日							
助産師	1.厚生労働大臣 2.都道府県知事		第					号	1.令和 / 2.平成 / 3.昭和 年 月 日							
看護師	1.厚生労働大臣 2.都道府県知事		第					号	1.令和 / 2.平成 / 3.昭和 年 月 日							
准看護師	1.関西広域連合長 2.都道府県知事		第					号	1.令和 / 2.平成 / 3.昭和 年 月 日							
主たる業務	1.保健師業務 2.助産師業務 3.看護師業務															
業務に従事する場所	下記1~26のいずれかを記入してください															
	A 病院			14 指定介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)			B 診療所			15 居宅サービス事業所						
1 病院			16 居宅介護支援事業所			2 有床診療所			17 その他							
3 無床診療所			F 社会福祉施設			4 分娩の取扱いのある助産所(開設者)			18 老人福祉施設							
5 分娩の取扱いのある助産所(従事者)			19 児童福祉施設			6 分娩の取扱いのある助産所(出張のみ)			20 その他							
7 分娩の取扱いのない助産所(開設者)			G 保健所、都道府県又は市町村			8 分娩の取扱いのない助産所(従事者)			21 保健所							
9 分娩の取扱いのない助産所(出張のみ)			22 都道府県(21を除く)			D 訪問看護ステーション			23 市町村(21を除く)							
10 訪問看護ステーション(管理者)			24 事業所(事業所内診療所を含む)			E 介護保険施設等			H 事業所							
11 訪問看護ステーション(従事者)			25 看護師等学校養成所又は研究機関			12 介護老人保健施設			I 看護師等学校養成所又は研究機関							
13 介護医療院			26 その他()			J その他			26 その他()							

所在地	コード	2ページ下の勤務地コード票を参照の上、記入してください										
名称											電話番号 ()	
雇用形態	1. 正規雇用 2. 非正規雇用(1又は3に該当しない者) 3. 派遣(紹介予定派遣を含む)											
常勤換算	1. フルタイム労働者 2. 短時間労働者											
常勤換算数	0.	上記「常勤換算」で「2. 短時間労働者」を選択された方は記入してください (常勤換算数の算出については、2ページ下の算出方法を参考に記入してください)										
業務に従事する場所	従事期間	1. 1年未満 2. 1年以上2年未満 3. 2年以上										
	従事開始理由	上記「従事期間」で「1. 1年未満」又は「2. 1年以上2年未満」を選択された方は記入してください 1. 新規 2. 再就業 3. 転職 4. その他										
特定行為研修の有無	特定行為研修の有無	1. 有 2. 無										
	該当する全ての特定行為区分、領域別パッケージ研修について、記入してください											
看護師の特定行為研修の修了状況	○ 終了した特定行為区分											
	1 呼吸器(気道確保に係るもの)関連											12 創部ドレーン管理関連
2 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連											13 動脈血液ガス分析関連	
3 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連											14 透析管理関連	
4 循環器関連											15 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	
5 心臓ドレーン管理関連											16 感染に係る薬剤投与関連	
6 胸腔ドレーン管理関連											17 血糖コントロールに係る薬剤投与関連	
7 腹腔ドレーン管理関連											18 術後疼痛管理関連	
8 ろう孔管理関連											19 循環動態に係る薬剤投与関連	
9 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連											20 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	
10 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連											21 皮膚損傷に係る薬剤投与関連	
11 創傷管理関連												
○ 終了した領域別パッケージ研修												
22 在宅・慢性期領域											25 救急領域	
23 外科術後病棟管理領域											26 外科系基本領域	
24 術中麻酔管理領域											27 集中治療領域	
備考												

勤務地コード票

和歌山市	1	1
海南市	2	1
紀美野町	2	2
紀の川市	3	1
岩出市	3	2
橋本市	4	1
かつらぎ町	4	2
九度山町	4	3
高野町	4	4
有田市	5	1
湯浅町	5	2
広川町	5	3
有田川町	5	4

御坊市	6	1
美浜町	6	2
日高町	6	3
由良町	6	4
印南町	6	5
日高川町	6	6
田辺市	7	1
みなべ町	7	2
白浜町	7	3
上富田町	7	4
すさみ町	7	5
新宮市	8	1
那智勝浦町	8	2
太地町	8	3
北山村	8	4
串本町	9	1
古座川町	9	2

常勤換算の算出方法

小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位で記入することとするが、0.1に満たない場合は0.1と記入すること。

$$\text{常勤換算} = \frac{\text{短時間労働者の1週間当たりの労働時間}}{\text{フルタイム労働者の1週間当たりの所定労働時間}}$$

例)フルタイム労働者の1週間の所定労働時間が40時間で、

①週2日8時間勤務の場合(アルバイト等)

$$\frac{\text{①8時間} \times \text{2日}}{\text{40時間}} = 0.4人$$

②週5日6時間勤務の場合(育児短時間勤務等)

$$\frac{\text{②6時間} \times \text{5日}}{\text{40時間}} = 0.8人$$